

一般社団法人大阪府作業療法士会
定款施行規則

平成24年3月18日
平成27年6月16日
平成29年4月18日
平成29年9月19日
令和3年1月14日
令和3年5月18日
令和3年12月21日
令和6年4月16日

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行規則は、一般社団法人大阪府作業療法士会定款（以下「定款」という。）を受け、一般社団法人大阪府作業療法士会（以下「本会」という。）事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(会章)

第2条 本会会章を別図第1のとおり定める。

第2章 会員

(入会)

第3条 定款第5条に規定する正会員および賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、第5条に定める手続きに従って承認を得なければならない。

(会員の入会金及び会費)

第4条 定款第7条に定める正会員の入会金は1,000円とする。

2 定款第7条に定める正会員の会費は年額10,000円とする。

3 定款第7条に定める賛助会員の会費は別に定める。

4 会費の納入は、原則として当該年度の6月末までとする。

5 年度途中の異動により、他都道府県士会から本会の正会員になろうとする場合、それまで入会していた他都道府県の作業療法士会でその年度の会費を納入済みであるならば、改めて会費を納入することはない。

6 本会を退会、または他都道府県士会に転出する場合、当該年度までの会費の未納分があればそれを納入しなければならない。

7 入会金及び会費は、総会の決議によって変更することができる。

(入会の承認)

第5条 本会の入会は、入会申込書および入会金の両方を確認した時点で承認される。その期限は入会申込をした当該年度の年度末（3月31日）とする。

2 前項の規定にかかわらず期限までに入会申込書および入会金の両方が確認できない場合は、申し込みは無効となる。

(会員証)

第6条 会長は、入会を承認した正会員に対し、別図第2のシンボルマークシールを交付する。

(大阪府内の異動及び変更)

第7条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 異動届は理事会が定めるところによる様式のとおりとする。

(他都道府県士会からの転入)

第8条 他都道府県の作業療法士会に入会していた者が、勤務先、住所等の変更により、本会の正会員になろうとする場合の転入届は理事会が定めるところによる様式のとおりとする。

(他都道府県への転出)

第9条 本会に入会していた者が、勤務先、住所等の変更により、本会の正会員から他都道府県士会に転出する場合の転出届は理事会が定めるところによる様式のとおりとする。

(休会)

第10条 本会に入会していた者が、出産・育児、介護、長期の病気療養、その他の理由で休会を希望するとき、別に定める休会に関する規程に基づき、理事会に承認を得ることによって休会することができる。

(退会)

第11条 定款第8条に規定する退会届は理事会が定めるところによる様式のとおりとする。

(会員資格を喪失した者の再入会)

第12条 定款第10条第1号により会員資格を喪失した者が再入会しようとするときの手続きは次のとおりとする。

- (1) 過去において支払われなかった会費と同等の額を再入会手数料として支払う。
- (2) 定款第6条第1項に規定する入会の手続きを行う。
- (3) 第4条第1項に規定する入会金を支払う。
- (4) 第4条第2項に規定する当年度の会費を支払う。
- (5) 第1号から第4号の手続きを経た上で理事会による入会審査を行う。

2 前項の規定に関わらず、会員資格を喪失した年度に連続する次年度の4月1日から5月31日までの間に前項の第1号と第4号を実行した場合には、再入会手続きの特例として第2号、第3号及び第5号を免除する。

(会員名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

(ブロックにおける会員)

第14条 会員が本会に登録するブロックは、次のいずれかとする。

- (1) 常勤の場合は、勤務先の所在地
- (2) 非常勤のみの場合は、勤務先の所在地又は現住所
- (3) 勤務していない場合は、現住所

2 会員は、勤務先の所在地又は現住所において、当地のブロックの構成員となることを原則とする。

第3章 総会

(社員総会の種類)

第15条 定款第13条に定める総会のうち、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するものを定時総会とする。

2 前項以外の総会を臨時総会とし、必要がある場合に開催する。

(議決権行使に関する基準日)

第16条 当該事業年度の末日現在における代議員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する代議員とする。

(総会の出席)

第17条 代議員は、総会の日時までに、総会への出席を本会で定めた書面にてFAXで本会

に送信することとし、その書面は別記第7号様式のとおりとする。

(書面による議決権行使の方法)

第18条 定款第18条第1項に規定する議決権行使書面は、別記第8号様式のとおりとする。

- 2 代議員が書面による議決権を行使する場合は、議決権行使書面を封書で総会の日時まで、本会に送付することとする。
- 3 議決権行使書面において代議員が議案に対し賛否を明示しない場合、及び原案の修正案が提示された場合は、当該代議員の議決権は議長に委任されるものとする。

第4章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第19条 役員を選出に係る選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第20条 選挙管理委員会は、理事以外より構成する。

- 2 委員長及び委員の委嘱と任期は、定款施行規則第38条に従うものとする。

(役員を選出方法)

第21条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選出する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員選挙の方法)

第22条 役員選挙は、総会に出席した代議員による直接無記名投票で行う。

(投票の様式)

第23条 役員の数と投票の様式は次のとおりとする。

- (1) 理事 定数：13以上～20名以内（10名記号式投票）
- (2) 監事 定数：2名以内（2名記号式投票）

(投票用紙の様式)

第24条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(選挙公示と立候補の締切)

第25条 選挙管理委員会は、投票日の8週間以前に、選挙期日、選挙すべき役員の数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の6週間前とする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第 26 条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の文書は、別記第 3 号様式及び第 4 号様式（役員選挙立候補届出用紙）とする。

(届出受理証の発行)

第 27 条 選挙管理委員会は、第 19 条による届出に対し届出受理証を発行する。この場合の文書は、別記第 5 号様式とする。

(立候補者の宣伝活動)

第 28 条 立候補者の宣伝活動は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、立候補者の氏名、所属施設名を掲載した選挙公報を 1 回発行しなければならない。
- (2) 立候補者が選挙公報に意見等の掲載を希望する時は、その掲載文を文書で選挙管理委員会に送付する。掲載する内容や字数、送付の方法については、選挙管理委員会が公示で明記する。
- (3) 立候補者は、演説を行うことができる。この場合の演説時間は、8 分以内とする。

(理事会による推薦)

第 29 条 理事及び監事の候補において、立候補者数が第 23 条に規定した最多の定数未満の場合は、最多の定数を超えない範囲で候補者を理事会から推薦できる。

2 この場合に、選挙管理委員会へ提出する文書は、別記第 6 号様式の 1 とし、本人の承諾の文書として、別記第 6 号様式の 2 を添える。

3 理事及び監事の任期途中の退任に際して、第 1 項同様に理事会から代替役員を推薦できる。

(有効投票)

第 30 条 有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上なくてはならない。

(無効投票)

第 31 条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの。
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの。
- (3) 第 23 条に規定する数を超える記載をしたもの。

(役員候補者の確定)

第 32 条 得票数の多いものより順次当選を決める。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで決める。

(無投票当選)

第 33 条 立候補者数が第 23 条に規定した定数以内である場合は、無投票当選とする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第 34 条 選挙管理委員が立候補した時は、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(開票立会人)

第 35 条 投票の開始及び開票に際し立会人が同席する。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

第 5 章 会務運営

(局及び部の設置)

第 36 条 会務処理のため局及び部を置く。

2 局長は、理事の中から選任し会長が任命する。

3 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。

4 部長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

5 局長、部長、部員の任期は、定款第 24 条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第 37 条 局及び部は、次の通りとする。

事務局（福利厚生部、財務部、保険部、総務部、事業部）、地域局、社会局（広報部、作業療法推進部）、学術局（教育部、機関誌編集室、学術部）

(分掌事項)

第 38 条 局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局総務部

- (1) 会員の入退会、転出、変更に関する事
- (2) 役員、部員、委員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事

- (4) 会議運営に関する事
- (5) 事務所の管理に関する事
- (6) 渉外関連の書類の保管に関する事
- (7) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- (8) 事務局員の業務の管理に関する事
- (9) 本会の刊行物の保管に関する事
- (10) 会員情報の調査・管理に関する事
- (11) その他総務に関する事

事務局保険部

- (1) 作業療法の診療報酬と施設基準に関する事
- (2) 作業療法の介護報酬と施設基準に関する事
- (3) その他保険に関する事

事務局事業部

- (1) 他団体・自治体との事業に関する事
- (2) 特設委員会との協業に関する事
- (3) その他事業に関する事

事務局財務部

- (1) 会費その他の収入活動に関する事
- (2) 予算編成に関する事
- (3) 支出、決算に関する事
- (4) その他財務に関する事

事務局福利厚生部

- (1) 会員の地位及び待遇の向上に関する事
- (2) その他会員の福利厚生に関する事

地域局ブロック推進部

- (1) ブロック活動の推進に関する事
- (2) 各ブロックの活動の支援に関する事
- (3) その他ブロックに関する事

地域局地域推進部

- (1) 認知症、地域包括ケア、特別支援教育等、地域事業の推進に関する事

- (2) その他地域事業に関すること

学術局教育部

- (1) 会員を対象とした研修等の企画・運営に関すること
- (2) 現職者研修会に関すること
- (3) その他生涯教育制度に関すること
- (4) その他教育に関すること

学術局学術部

- (1) 研究会活動に関すること
- (2) その他学術に関すること

学術局機関誌編集室

- (1) ジャーナルの編集に関すること
- (2) その他ジャーナルに関すること

社会局広報部

- (1) 作業療法及び本会の宣伝活動に関すること
- (2) 府士会ニュース編集に関すること
- (3) 府士会ホームページ編集に関すること
- (4) その他広報に関すること

社会局作業療法推進部

- (1) 公益活動の企画・運営に関すること
- (2) その他作業療法推進に関すること

(委員会の設置)

第 39 条 本会の会務運営にあたり、委員会を置くことができる。

2 委員会は常設委員会、特設委員会の 2 種とする。

3 常設および特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦にもとづき会長が委嘱する。

4 委員長及び委員の任期は、定款第 24 条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第 40 条 常設委員会は、本会業務の基本事項について審議又は審議と執行を担当する。

- 2 常設委員会の委員長は、審議の結果を理事会に報告する。
- 3 常設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる

(特設委員会)

第 41 条 特設委員会は、理事会の委託を受けて、特定事項の審議又は審議と執行を担当する。

- 2 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
- 3 特設委員会の委員長は、審議の結果を理事会に報告する。
- 4 特設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(ブロックの設置)

第 42 条 地域局の中にブロックを置く。

- 2 ブロックの代表は理事会の承認を得て会長が任命し、ブロック市区町村代表は各ブロック代表の推薦を経て会長が任命する。
- 3 ブロック代表、ブロック市区町村代表の任期は、定款第 24 条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。
- 4 ブロック代表は、理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(部署の設置)

第 43 条 会務運営に必要な部署の設置は、理事会で決定することができる。

第 6 章 会議

(理事会)

第 44 条 理事会は、理事をもって構成し、本会運営上の重要事項を審議する。

- 2 理事会には必要に応じて、部長、委員長が出席し意見を述べる事ができる。

(三役会)

第 45 条 理事会の中に三役会をおく。三役会は、会長・副会長・事務局長をもって構成し、理事会開催の間における至急の決定事項の審議、理事会での審議事項についての素案作成等を行う。

- 2 三役会には必要に応じ部長、委員長が出席して意見を述べる事ができる。
- 3 三役会の開催、招集、議長、定足数及び議事録に関する事項は理事会に準ずる。

(専決事項の処理)

第 46 条 事項が急施緊急を要し、理事会・三役会を開催して、その議決を経る時間的余裕

- がない場合、理事会・三役会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。
- 2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
 - 3 第 2 項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

第 7 章 学会

(学会長選任の時期)

第 47 条 学会長の選任は、原則として担当する年度の 1 年以前に行う。

(学会長)

第 48 条 学会長は、正会員の中から学会運営に必要な役員を選任し、その業務を総括する。

2 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。

(演題応募の資格)

第 49 条 正会員は、演題発表の応募資格をもつ。ただし演題募集締切時点において当該年度の一般社団法人大阪府作業療法士会会費を納めていない会員は応募の資格をもたない。

2 作業療法士でない非会員及び他都道府県作業療法士会会員は、共同発表者として学会長の承認を得て演題を応募することができる。

(演題の採否決定)

第 50 条 学会長は、応募演題についての採否決定の権限をもつ。

(予算及び決算)

第 51 条 学会の収支予算及び決算は、特別会計として定款第 33 条及び 34 条の手続きにより執行する。

第 8 章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 52 条 この施行規則は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規則は、平成 27 年 6 月 16 日から一部改正により施行する。
3. この規則は、平成 29 年 4 月 18 日から一部改正により施行する。
4. この規則は、平成 29 年 9 月 19 日から一部改正により施行する。
5. この規則は、令和 3 年 1 月 14 日から一部改正により施行する。
6. この規則は、令和 3 年 5 月 18 日から一部改正により施行する。
7. この規則は、令和 3 年 12 月 21 日から一部改正により施行する。
8. この規則は、令和 6 年 4 月 16 日から一部改正により施行する。